

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

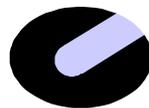
研究所だより

No. 208

2006 6

CONTENTS

視点・論点	1
- 再び統計について -		
・ 「今後の建設業のビジネスモデルに関する提言」について	2
・ 海外事情紹介	19
- アゼルバイジャン、石油に夢かける国 -		
・ 書評	27
西津政信著『間接行政強制制度の研究』(2006、信山社)		



RICE

財団
法人

建設経済研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 N P 御成門ビル8F

TEL : (03)3433-5011 FAX : (03)3433-5239
URL : <http://www.rice.or.jp>

再び統計について

常務理事 石田 和成

昨年11月、マンスリーの「視点・論点」欄に初めて書く機会を与えられたときに、統計を取り上げた。ちょうど国勢調査が行われた直後だったので、それについて思ったこととその他雑感的なことを話題にした。今回は別のテーマを考えていたが、やはりまた統計について書こうと思う。というのは、国勢調査の回収率が大幅に低下したことや総務省が設置した「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」が制度見直しの論点整理をまとめたことなどが最近立て続けに報道されており、たまたまとはいえ自分が取り上げたテーマのフォローをやっておきたいという気持ちに駆られたからである。

まず報道では、今年の5月4日に「国勢調査 揺らぐ信頼性 都内11%が未回収」、同16日には「国勢調査 ネット・郵送 採用を 首都圏8都県市 国に見直し要望へ」、同じく19日には「杉並区長 国勢調査 廃止を 低回収率で総務省に要望」、同31日には「国勢調査 未提出210万世帯」などを大見出し・小見出しとする記事が紙面に登場した（Y紙の記事引用）。

総務省の懇談会では、調査票の郵送による提出やインターネットによる申告を原則とすること、「事業所の名称、教育、収入の種類」など抵抗感の強い調査項目については、選択肢や記入方法を工夫することなどを含めた制度見直しが検討されたとのことである。

今後さらに具体的な検討や必要な改善が行われ、次回調査の回収率のアップにつながることを期待したい。

周知のように第1回の国勢調査が実施さ

れたのは、大正9年、西暦では1920年であった。かつて建設統計のガイドブックを作成したとき、昭和35年に発行された日本統計研究所（有沢広巳理事長 当時）編の「日本統計発達史」を参考に、国勢調査についてコラム記事を書いたことがある。その中で「人口学的な意味での人口センサスの思想は明治前期にあっては、政府上層部にも一般国民にもなかなか納得されないものであったらしく・・・」、その後、「文明諸国で『国勢調査』を実施しない国はないことが喧伝され、明治30年以後人口センサスの機運はようやく高まってきた」と日本統計発達史を引用し、日露戦争もあって実施は大正期に入ってからであったと導入の経緯を簡単に説明した。その際に「国勢調査について、その必要性を本気で否定する人々は今では極めて少数と思われるが、1世紀前は事情が全く違っていただろうである。」と自前の感想を付した。しかし、まさに極めて少数（と今でも信じるが）とはいえ、国勢調査の「廃止」を視野に入れた見直しを唱える自治体が顕れようとは！いずれにしても、国勢調査は人口だけを調べるものではないし、また、自治体が廃止要望の理由の一つにとりあげた住宅統計調査にしてもこれは国勢調査によってはじめて把握可能な母集団を前提とするサンプリング調査であるので、住宅統計調査（平成10年から住宅・土地統計調査となる）があるから国勢調査はいらぬというような逆転した議論は成り立たないと思うのだが。調査の困難化に直面した悲鳴のような主張は、国民的な関心や議論を喚起するための「高等戦術」なのかもしれない？

．「今後の建設業のビジネスモデルに関する提言」について

本年 1 月に発足した『今後の建設業のビジネスモデルに関する研究会』（3 月まで 5 回開催）の提言（2006 年 5 月 25 日発表）を紹介する。

1 ．「今後の建設業のビジネスモデルに関する研究会」について

近年、建設市場の大きな構造変化が進む中、新たな時代に対応した「持続可能な建設業」の展開を実現していくことが求められている。かかる状況下、建設業の生産性及びビジネス形態の現状を把握し、その問題点等を分析した上で、建設業の生産性の向上を図るための方策を模索するとともに、新たな時代の建設業に相応しいビジネスモデルを提示し、あわせて、国・地方公共団体・建設業者団体の連携による効果的な支援とその制度的な枠組みのあり方の提言を行うことを目的として、本年 1 月「今後の建設業のビジネスモデルに関する研究会」が発足した。

同研究会は、本年 3 月まで 5 回にわたり開催され、同年 5 月 25 日に「今後の建設業のビジネスモデルに関する提言」を取りまとめ、発表したところである。

2 ．今後の建設業のビジネスモデルに関する提言（本文）

1 はじめに

我が国の建設業には、屋外・単品・受注生産、労働集約型産業、重層的な下請構造という特徴に加えて、国内中心・施工中心の経営形態という特徴があるが、これは従来の右肩上がりの経済の下で、公共投資が相当程度のシェアを占めつつ拡大を続けてきた建設投資を担う上で、一定の合理性・必然性を有してきた。

しかしながら、経済の低位安定成長化、グローバル化、少子高齢化・人口減少社会への転換等社会経済環境の大きな変革の中で、建設業は深刻な過剰供給構造に陥るとともに、談合、ダンピング問題や耐震偽装問題など建設業に対する国民からの信頼が大きく揺らいでいる。

旧来の建設業のビジネスモデルは、このような社会経済環境の変革の中で、建設業の生産性の向上の阻害要因にもなっているとも考えられ、建設業が今後とも国民のニーズに応えていくためには、各企業において、それぞれの特性に応じた時代の要請に合ったビジネスモデルを構築していくことが急務となっている。

2 建設業の生産性について

建設業の生産性は、一般に製造業等の他産業と比べて低いと言われている。生産性は非常に多義的な概念であり、生産性を表す指標は様々なものがあるが、マクロ的な労働生産性を示すものとして、国民経済計算の経済活動別国内総生産（実質）を就業者1人当たりで見ると、建設業の生産性は1990年代初頭以降低下し、製造業等との格差が拡大している。

その要因として、平成4年度をピークに建設投資が急減している中で、雇用調整が遅れ、結果として1人当たりでみた生産性の低迷を招いている状況が窺える。

しかしながら、建設業の生産性が低迷しているのは、このようなマクロ的要因に加え、以下のようなミクロレベルにおける非効率な側面が、その要因として存在していることは否定できない。

屋外・単品・受注生産であることから、規格化・標準化が困難であり、特にバブル崩壊後の労務費・材料費等の下落により、機械化等の合理化施工の進展が阻害されていること

重層下請構造の進展により、間接部門の占めるウエイトが相対的に増大し、不必要な諸経費の増加等を招いている可能性があること

施工部門内部だけでなく、発注者・設計者と施工者間の役割分担等の不明確さ等から、不完全な設計図書、設計変更の多発とこれに起因する手戻り等の問題があること

3 建設業を取り巻く社会経済環境の変化

建設業のビジネスモデルを検討するに当たっては、建設業の活躍の舞台である建設市場等がどのように変化するか、建設業に限らず今後の企業経営にどのようなものが求められるのか、建設業の根幹である建設生産システムはどのような問題を抱えており、今後どのような改革を行うべきかを踏まえて検討することが必要である。

(1) 建設市場等について

建設投資は、ピーク時の平成4年度の約84兆円から平成17年度において約4割減の約51兆円と急速に減少してきた。足元では、民間設備投資の増加等により下げ止まっているものの、我が国経済の低位安定成長への移行、国・地方を通じた厳しい財政状況、少子・高齢化、人口減少社会への突入といった我が国経済社会の大きな潮流をみると、中長期的に建設投資がさらに縮小していくことは避けられないものと考えられる。しかしながら、建設投資が全く不要となるものでは当然なく、分野別に見ると、環境、都市再生、防災、高齢社会対応等有望な分野が存在している。

また、建設投資には含まれないが、建設投資とともに建設市場を構成する維持修繕

については、建設生産物のストックの増大に伴い、今後とも着実に増加するものと見込まれる。

以上のようないわばハード分野である建設工事の施工を中心とした建設市場のみならず、プロジェクトの川上から川下までを手掛けるPFIや、コンサルティング等のフィービジネス、さらに、急速な拡大を続けている不動産の証券化市場等、建設業が得意とするソフト分野の市場は着実に拡大していくことが期待される。

一方、構造改革の進展の中で、農業等の新分野や指定管理者制度等これまで建設業の参入が困難であった分野への参入の道が開かれており、地域に密着した建設業がこれまで培った技術・ノウハウを活かせる分野が着実に伸びていくことが期待される。

また、海外に目を転じると、成長著しい東アジア等をはじめとして、活発な社会資本整備のための建設投資が行われており、高い技術力を有する我が国建設業の活躍が期待されることである。

(2) 企業経営に求められる新たな課題・ニーズについて

近年、企業経営に対しては、環境や安全性に対する国民の意識の変化等から、企業に対し、単に短期的な経済的利益を追求するのではなく、法令遵守はもとより、消費者や株主等のステークホルダーを重視し、企業経営の透明性の向上を図るとともに、その社会的責任を果たすことが一層求められるようになってきている。特に建設業の場合、その生産物が建築物や社会資本として長期にわたり多数の人々に利用されるものであることから、消費者とは、必ずしも直接契約関係にある発注者だけでなく、当該施設の利用者等エンドユーザーや地域住民も含め、不特定多数の極めて広範にわたることに留意する必要がある。

一方、経済のグローバル化の進展の中で、今後企業間の競争は一層激化していくことが見込まれ、市場環境の変化に対応し、グローバルスタンダードとの調和を図りつつ、技術力・信用力等における差別化や経営資源の選択と集中、合併等企業間連携や異業種とのコラボレーション等企業の枠組みを超えた取組みが求められる。

政策面においても、このような企業経営に関する新たな課題・ニーズに対応した企業の実績を促進するための制度インフラとして、会社法、会計制度の大きな改革が進められているほか、公共工事の入札契約制度の見直しや独禁法の改正等が行われていることである。

(3) 建設生産システムについて

建設業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を発揮してその管理監督を行う機能）を担う総合工事業者と、直接施工機能（専門的スキルを發揮して工事施工を担当する業務）を担う専門工事業者とによる分業関係を基本とする建設生産システムにより成り立っている。この建設生

産システムにおいては、建設業が受注生産であることや工事の技術・種類の専門分化の進展等から、重層下請構造が一貫して進展してきた。特に最近は、建設投資の急減、コスト競争の激化の中で、設計業務を始めソフト面も含めた元請の業務の拡大等に伴って、施工管理機能の一部において下請業者の役割が増大するなど従来の元請下請関係に変化が見られる。また、社会保険、労働保険の負担をはじめ人件費負担の抑制等のため重層下請構造も一層進展しているものとみられる。

こうした中、不明確な契約や、下請代金支払い条件等における元請下請関係の片務性が依然として見られるほか、建設労働者の高齢化や労働条件の悪化が進んでおり、長年培われた建設業の技能の継承にも支障が生じるおそれが出てきている。

また前述のように、建設業は屋外・単品・受注生産システムのため、IT化をはじめとする技術革新が進んでおらず、生産性の停滞の一因となっている。

このような状況のまま推移すれば、建設業に優秀な人材が集まらず、建設生産システムが劣化し、建設業が国民の期待に応えられなくなるおそれがある。

4 ビジネスモデルの展開の方向性

(1) 基本的考え方

今後とも建設投資の縮小は不可避であり、これからの建設業には、本格的な「投資縮小時代」の到来に積極的に適応していくことが求められるところである。すなわち、これからの建設業が目指すべきビジネスモデルは、

昨今の建設業をめぐる社会・経済環境の変化とこれからの企業に求められているものを踏まえる必要があること

建設業は、基本的に多種・多様な建設労働者による労働集約的な産業であること

その生産性は特に1990年代以降低下傾向にあり、今後の動きが懸念されること
建設産業は国土・地域社会の活力・安全を保持するための基幹的な産業であること

という基本的な視点に留意するとともに、上記3の社会経済環境の変化の状況を踏まえると、各企業の業種や規模、特性等に応じ、以下に示すような要素を含むべきであると考えられる。

建設市場等の変化への対応

- ・ 施工能力を活かした川上・川下部門やフィービジネス等のソフト部門等への展開
- ・ 再編の更なる促進
- ・ 海外市場進出 等

企業経営の新たな課題への対応

- ・ 完工高重視から利益重視へ
- ・ I R、C S R等の取り組み強化
- ・ 新会社法制の積極的活用
- ・ 新会計制度への対応
- ・ 独占禁止法改正、入札契約制度改革への対応 等

建設生産システムの健全性確保への取り組み

- ・ 不必要な重層下請の排除
- ・ 元請下請関係の適正化
- ・ 建設労働者の労働条件の改善
- ・ I T活用等による生産性の向上 等

また、上記に加え、各企業においては、建設市場の変化等に対応して、自社のS（強み）W（弱み）O（機会）T（脅威）を客観的に把握した上で、

強みと機会を最大に活かす取り組み

例）新工法・新技術の導入

新分野・関連分野への進出

得意分野・収益分野への選択と集中

現行事業の効率化・高度化・高付加価値化 等

弱みと脅威を最小化する取り組み

例）採算管理の徹底と赤字受注の回避

廃業を含めた不採算部門の縮小・撤退

経営組織の見直し

経費節減の徹底

営業活動の強化

を併行して展開していく必要がある。

（２）企業規模・業種ごとの展開イメージ

建設業は、業種・規模等その業態が極めて多様であるため、ビジネスモデルの展開についても、一括して整理することは困難であるが、上記（１）で述べたビジネスモデルの展開の方向性について、企業規模や業種を大手、中小・中堅、専門工事業に大括りにして見た場合の概ねのイメージを例示してみると、次のとおりである。

大手建設業者

- ・国民の信頼回復を始めとする産業レベルでの取組みへの主体的関与
- ・業界のフロントランナーとして、建設企業の事業展開可能性（CM等のマネジメント業務やPFI等川上・川下分野、海外等）の追求、持続可能な建設生産システムの構築
- ・特に準大手クラスの企業は、戦略的な再編も視野に入れ、企業独自の特色を活かした事業展開

中小・中堅建設業者

- ・合併等も視野に入れた企業間連携の促進やコストの縮減等競争力の強化
- ・災害時の地域貢献を始めとする地域密着の強みを活かし、行政事務の民間委託促進の流れ等に沿った地域住民重視の総合サービス産業化
- ・地域における豊富な施工実績やきめ細かな情報ネットワークにより、リフォームを含む維持補修市場や農業、環境等の関連分野・新分野への進出

専門工事業者

- ・施工提案能力を含めた施工能力、独自技術等により差別化、オンリーワン企業化
- ・独自の雇用管理能力、品質管理能力の強化
- ・価格交渉力の強化や規模の利益を目指す経営統合、協業化、異分野連携等、企業や専門分野の垣根を越える取組み
- ・技能の継承や後継者の確保

なお、企業規模・業種に応じた再編が進む一方で、大手業者と地域の中小・中堅建設業者との連携等、従来の枠組みを超えたグループ化を進めることも考えられる。

(3) 地域における中小・中堅建設業者の取組みの方向性

特に、公共投資への依存度が高い地域の中小・中堅建設業者においては、公共投資の縮小等により極めて厳しい経営環境に置かれている。他方、こうした建設業者は、災害時の緊急対応や地域の就業機会の提供等地域社会の活力・安全の維持のために大きな役割を担っており、コミュニティ産業として地域に根付いたネットワークを有していることを踏まえ、上記に加えて、地域社会・行政との協力関係の下、例えば次のような取組みを行うことが考えられる。

地域ニーズ対応型のビジネスモデル

地域の基礎的生活サービスニーズ

- 例) 公共交通空白地域のデマンド輸送サービス
- 地域密着型住宅等総合サービス
- 介護サービス・デイサービス・給食サービス
- 災害応急対応サービス
- 地域の産業活性化ニーズ
- 例) 農林業分野等の新分野への進出

公共・民間施設のアセットビジネスモデル

- 例) 運営型 PFI 事業への進出
- 指定管理者制度への取組み(例えば外装、内装、造園等の異業種企業の連携による取組みも視野に入れる)
- 公共・民間施設の維持、管理効率化技術開発

環境保全ビジネスモデル

- 例) 建設リサイクル事業
- 生態系保全技術開発
- 地域発電事業

(4) 建設生産システムの改革に向けた取組み

建設市場の変化等建設企業をめぐる様々な外的環境変化に対しては、前述したような各企業の独自の取組みが重要であるが、他方、建設産業が、労働集約的産業であること、その生産方式が屋外・単品・受注生産であること、発注・設計・施工という多段階で幅広い関係者が生産に関与すること等から、建設生産を担う「建設生産システム」を総合的に捉えた上で生産性の阻害要因を解消し、生産性を持続的に向上させていくことが必要である。

また、建設生産を直接担っているのは、専門工事業者における技能労働者であり、高齢化の進展の中で今後優秀な技能者が大量に退職していくことが見込まれ、的確に技能の継承が行われていくことが重要である。

このような状況を踏まえ、大手、中小業者、専門工事業者を始め建設生産システムを構成する多様な主体がそれぞれの役割分担の下に、建設生産システムの改革のため、次のような課題に取り組んでいくことが必要である。

発注者・設計者と施工者とのリスク分担のルール化・明確化

現状では、設計図書の不完備やこれに関連した監理業務内容の曖昧さがある中で、それに起因する様々なリスクを、発注者・設計者ではなく、施工者が負担している場合が多く見受けられる。このため、建設工事に関わる発注者、設計事務所、総合工事

業者、専門工事業者が、それぞれどういう役割を分担すべきかを再整理する中で、発注者・設計者もそれぞれのリスクを適正に分担する関係を構築していくことが望ましい。

具体的な取組みとしては、

設計・施工会社への企業再編等も視野に入れた設計・施工一括受注方式、設計・施工を含めたパートナーリング方式、設計と施工のすり合わせを円滑にするための異業種（設計・施工）共同企業体方式の活用

設計・施工一括受注方式... 1つの企業が、設計と施工の両方の業務を行い、責任を負う。

パートナーリング方式... プロジェクト関係者の経営資源を最も効率的かつ効果的に用いて、所与のビジネス目的を達成するために、2つ以上の組織で交わされる長期的コミットメント（又はプロセス）

異業種（設計・施工）共同企業体方式... 設計事務所と建設業者の共同企業体工事着手前に完全に近い設計図書を完成させることにより、施工途中での設計変更・追加工事が発生した場合の責任及び費用負担の明確化

等が考えられる。

不必要な重層下請構造の是正

重層下請構造は、屋外・単品・受注生産という建設工事の特性の下で、各企業が、効率性を追求していった結果であり、一定の必然性を有していたものと考えられるが、他方で過度の重層化により、

施工面で、設計・施工情報の偏在、施工計画の不備による図面なしでの着工や手戻りの頻発

コスト面で、重層化による諸経費の増加

労働面で、現場技能労働者の労働条件の悪化

産業構造面で、専門工事業の細分化、小規模化、不良不適格業者の介在のおそれといった弊害が生じており、建設生産システムの持続可能性の観点からも大きな問題となっている。

このような状況に照らし、元請・下請間において効率性を阻害するような調整事項等を減少させ、生産性の向上を図る観点から、

設計・施工情報の共有、施工条件の明確化と契約の文書による締結の徹底を通じた調整の手間や情報の錯誤等の減少

専門工事業について、雇用管理、品質管理、保証等が可能な程度まで規模を拡大実質的に施工に関わる者に確実に賃金が行き渡り、雇用責任がとれる現場・直用化

等を実現するため、不必要な重層下請の是正が必要である。

そのための具体的な方策としては、例えば、一部の総合工事業者で導入されている下請次数の制限のほか、異業種施工共同企業体方式、パートナーリング方式、CM方式

等の活用が考えられる。

異業種施工共同企業体方式...総合工事業者と専門工事業者、異なる業種の専門工事業者同士等による共同企業体

CM方式...発注者の代理人等として、発注者の利益を守る立場から、設計検討、品質管理、工程管理、費用管理等の全部又は一部についてマネジメントを行う方式

元請下請関係の適正化

元請下請間の契約や支払いの適正化については、従来からの建設業者団体の自主的な取組みや行政による指導により改善はみられるものの、未だ徹底されているとは言い難い状況にある。活力に溢れた建設業の実現を図るとともに、発注者を始めエンドユーザーや国民の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産を確保するためには、元請下請の関係において、契約関係の透明化、施工条件の明示等による適正な契約締結及び履行を徹底することにより、元請業者と下請業者がそれぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にすることが必要である。

また、下請負契約での一般管理費・経費の計上等を促進することにより、下請業者の企業としての自立性が高まり、技能労働者の処遇の改善をはじめ、下請業者が人材の確保・育成に主体的に取り組んでいくことが期待される。

技能労働者の評価・活用と労働条件の改善

施工の品質レベルを確保しつつ現場の生産性を向上させるためには、将来に向けて、直接生産に携わる優秀な技能労働者を確保・育成していくことが必要である。例えば、建設業の特性に即した人材育成システムの再構築や、技術開発や技能者の処遇に取り組んでいる企業が報われるよう、直用かつ常用へ誘導するための公平な競争環境の整備、さらに教育訓練機関との連携や処遇の改善を通じた離職率の低減・入職者の確保を下請業者・元請業者等の適切な役割分担の下で進めていくことが必要である。

さらに、現場施工においては、職長等の中核的な技能労働者の役割が特に重要であることに鑑み、基幹技能者等の資格を有する者の育成の促進や評価・活用方策について検討を進めるとともに、一定の範囲での直用かつ常用への誘導を進めることが適当である。

他方、建設業においては、需給の変動への対応等から重層下請化が進む傾向が強いが、事業者団体の関与の下で一定の要件で建設労働者の融通が可能となった送出し・受入れ事業等による労働力の需給調整を行うことが可能となったこと等をも踏まえ、技能労働者の労働条件の改善の観点から新たなモデルを構築することも重要である。

また、優秀な技能労働者の活躍の場を広げ、施工体制における活用を進める上では、保有資格や経験等に関する情報を集約・提供するシステムの整備・運営を進めることも考えられる。

その他生産性の向上に向けた取組み

ITの活用

建設現場においては、生産の各プロセス（見積り、契約、施工、引渡し、支払、維持管理等）において、多くの関係者による様々な情報が流れており、効率的な施工管理を実現するためには、ITの活用により関係者間の情報共有や情報伝達の効率化を進めることが必要である。ITの活用については、大手業者等においては徐々に進展しているものの、中小建設業においてはあまり進んでいないことから、今後、中小建設業においても設計・調達・施工・管理等の各場面において、ITにより効率化を図るビジネスモデルの構築に取り組んでいく必要性も大きい。

生産性に配慮した発注ロット対応の体制整備

現場規模の大型化が生産性の向上に寄与することが考えられるところ、施工の効率性に配慮した発注ロットに対応するための施工体制の整備として、施工力拡充をめざした合併や協業化等の企業間連携の取組みが考えられる。

5 おわりに

建設業は、今後とも、我が国の住宅・社会資本整備の担い手として重要な役割を担う産業であり、それぞれの企業がその置かれた状況の中で最大限の企業努力を通じて国民の期待に応えていく必要がある。当研究会は、建設業が現在の厳しい環境を克服して、新しい時代のニーズにマッチした活力に溢れる産業として飛躍することを期待するものである。

当研究会においては、2ヶ月程度の短い期間ではあったが、今後の建設業が進むべき道について精力的に検討を行った。検討テーマは多岐にわたったが、当面建設業として取り組むべき重要な課題については、概ねの方向性を示せたものと考えている。しかしながら、建設市場等の変化は必ずしも明確に予測しがたい面もあり、今後、建設業が活躍できるような分野の研究や、市場の変化、国民のニーズにマッチした企業経営のあり方について、より深い考察が望まれる。また生産システムについては、他産業と比べ低水準にとどまっている生産性の改善が急務であり、そのためにも、今回指摘したような生産性向上の阻害要因についてより詳細な分析を行うとともに、それを除去するための業界全体での取組みが望まれる。

一方、国・地方公共団体においては、建設生産物のエンドユーザーに対し、トータルコストで良いものを適切な価格で供給するという建設業の本来的使命を果たすことができるよう、公正な市場環境の整備を図るとともに、本報告書で指摘したような建設業者の建設業の生き残りをかけた取組みを支援することを通じて、技術と経営に優れた企業が伸びることができるような環境整備を図ることが求められる。

3. 建設業のビジネスモデルに関する研究会委員名簿

今西 宣文 鹿島建設(株)企画本部総合企画室担当部長

蟹澤 宏剛 芝浦工業大学工学部助教授

庄司 務 真柄建設(株)東京本店次長(建築統括)

高木 敦 モルガン・スタンレー証券会社マネージングディレクター

丹羽 秀夫 公認会計士 桜友共同事務所代表構成員

藤原 一夫 中小企業診断士 藤原コンサルティング

古阪 秀三 京都大学工学研究科助教授

三野輪賢二 三成建設(株)代表取締役 (社)日本建設大工工事業協会副会長

六波羅 昭 (財)建設業情報管理センター理事長

(:座長、五十音順、敬称略)

4．建設業のビジネスモデルに関する研究会開催経過

第1回 平成18年1月30日(月)

- (1) 建設業の生産性等について
- (2) 建設業の経営状況
- (3) 再編・再生の動き
- (4) 建設業を取巻く環境変化

第2回 平成18年2月13日(月)

- (1) 建設業の生産性等について
- (2) 建設業のビジネスモデルに関わる社会経済環境の変化について

第3回 平成18年3月7日(火)

- (1) 建設生産システムについて
- (2) 第2回研究会での指摘事項について

第4回 平成18年3月14日(火)

- (1) 企業経営に求められるものについて
- (2) 建設業のビジネスモデルに関する委員からの提案について

第5回 平成18年3月29日(水)

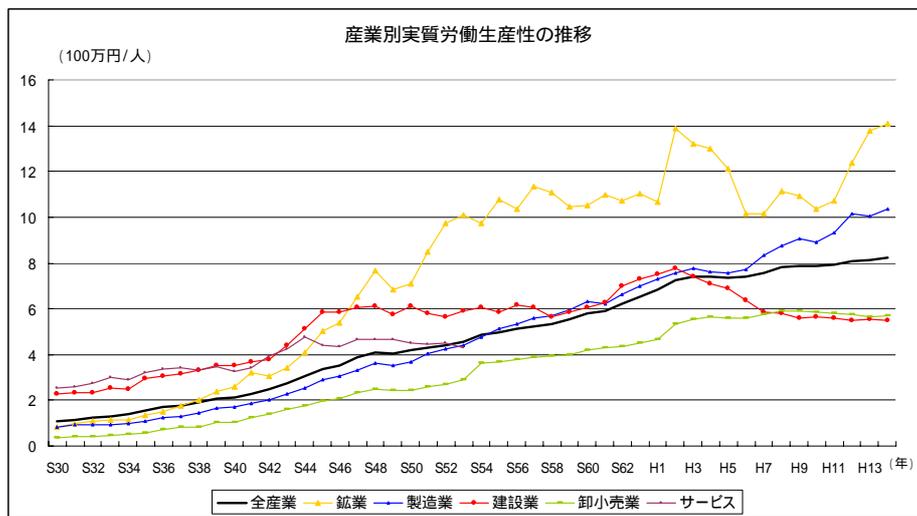
- (1) 建設生産システムの現状と課題
- (2) 建設業のビジネスモデルの展開について

参考資料

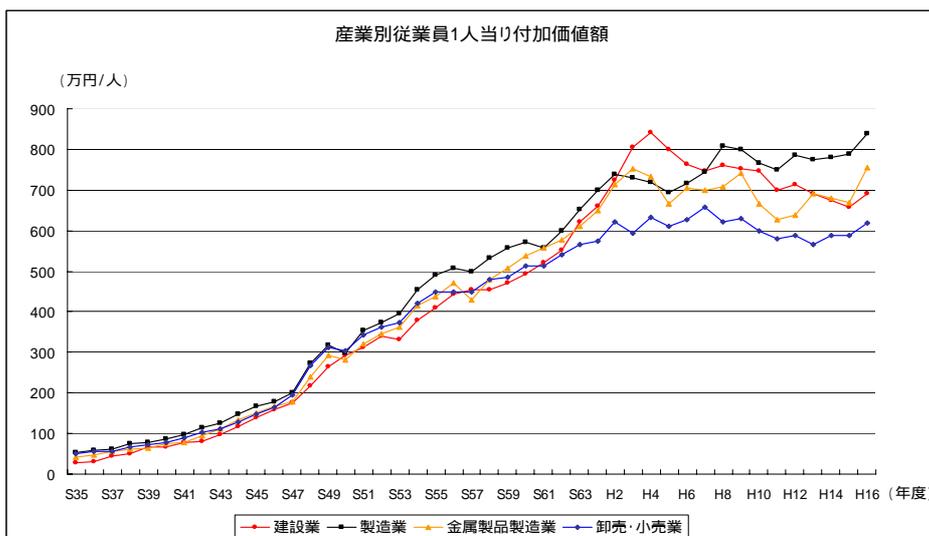
1 建設業の生産性について

・他産業との比較

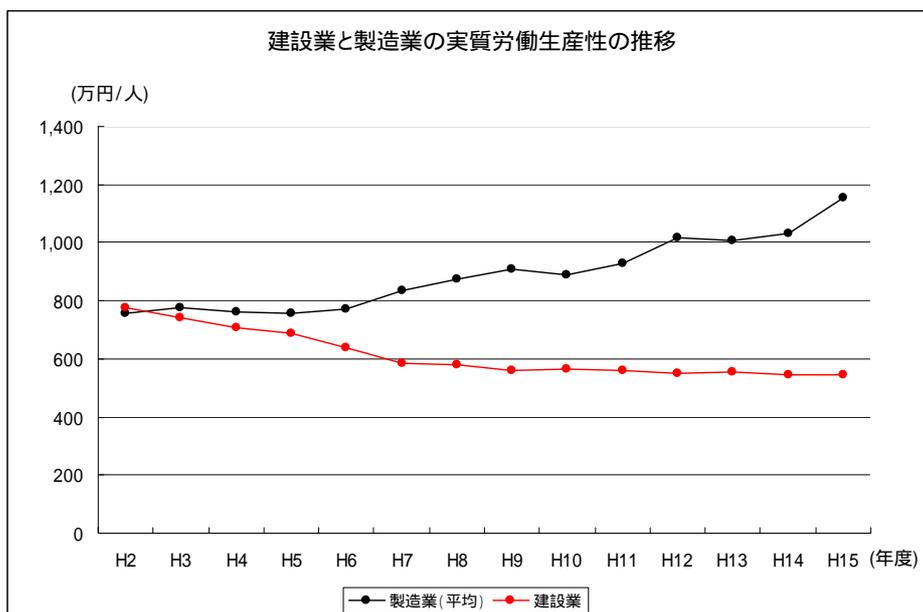
建設業を含め、各産業とも平成2年頃までは、生産性は概ね上昇傾向にあった。その後、建設業の生産性は低下し、製造業の約1/2（平成15年現在）となっている。



- (注) 1. (財) 社会経済生産性本部「生産性の産業別比較」より建設経済研究所作成
2. 実質労働生産性は、国民経済計算の経済活動別国内総生産（実質）/ 経済活動就業者数



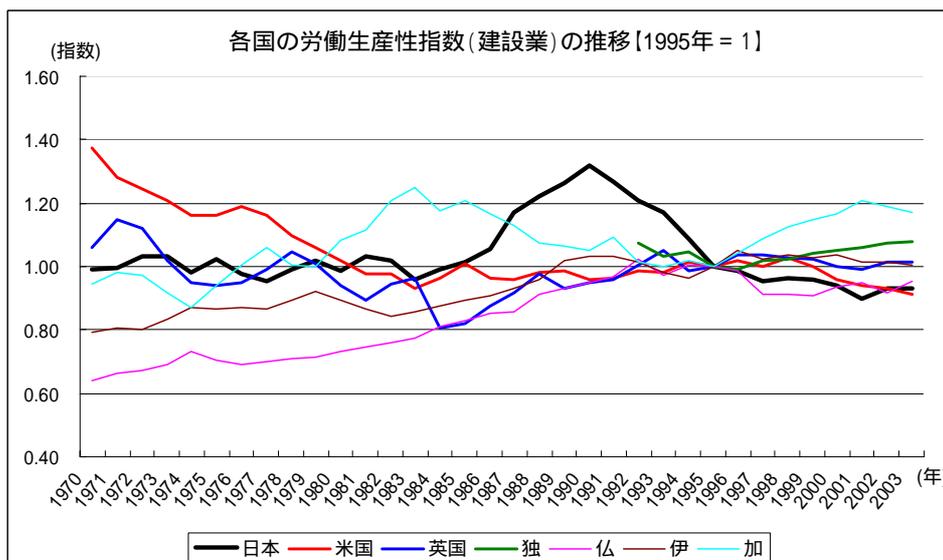
- (注) 1. 法人企業統計より
2. 付加価値額 = 人件費（役員給与、従業員給与、福利厚生費）+ 支払利息・割引料 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益



- (注) 1. (財) 社会経済生産性本部「生産性の産業別比較」より建設経済研究所作成
 2. 実質労働生産性 = 国民経済計算の経済活動別国内総生産(実質) / 経済活動就業者数
 3. 付加価値額労働生産性 = 付加価値額 ÷ 従業者数

・ 諸外国との比較

建設業の労働性の推移をみると、カナダ・ドイツで上昇基調、イタリア・イギリスでほぼ横ばい、アメリカ・フランス・日本で下降基調にある。



(注) (財) 社会経済生産性本部「労働生産性の国際比較」より作成

2 建設業のビジネスモデルに関わる社会経済環境の変化について

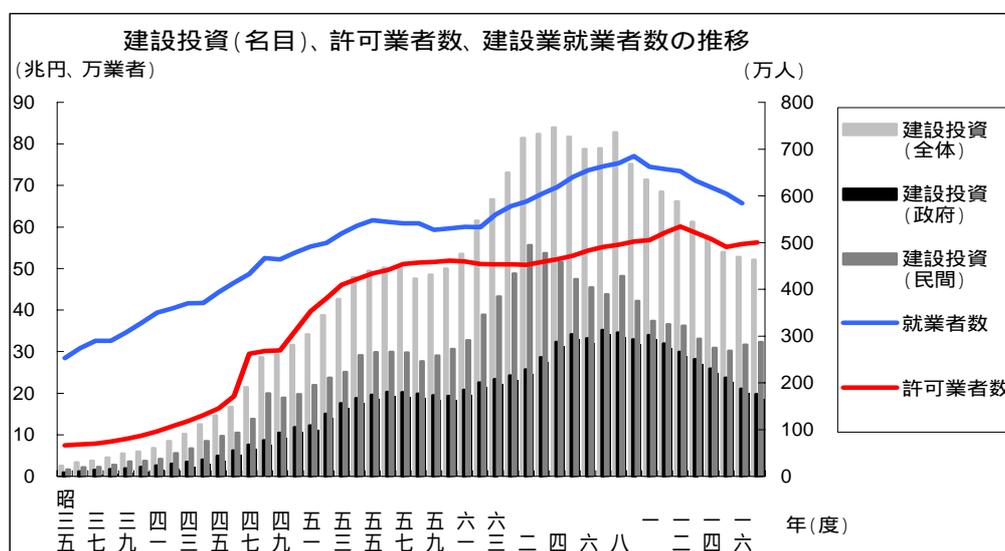
(1) 建設市場

・建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

建設投資の減少割合に比べて、許可業者数・就業者数の減少割合は相対的に小さい。

建設投資（名目）	84.0兆円（H4）	52.1兆円（H17）	38%
許可業者数	600千業者（H11）	563千業者（H17）	6%
就業者数	685万人（H9）	568万人（H17）	17%

*いずれもピーク時との比較



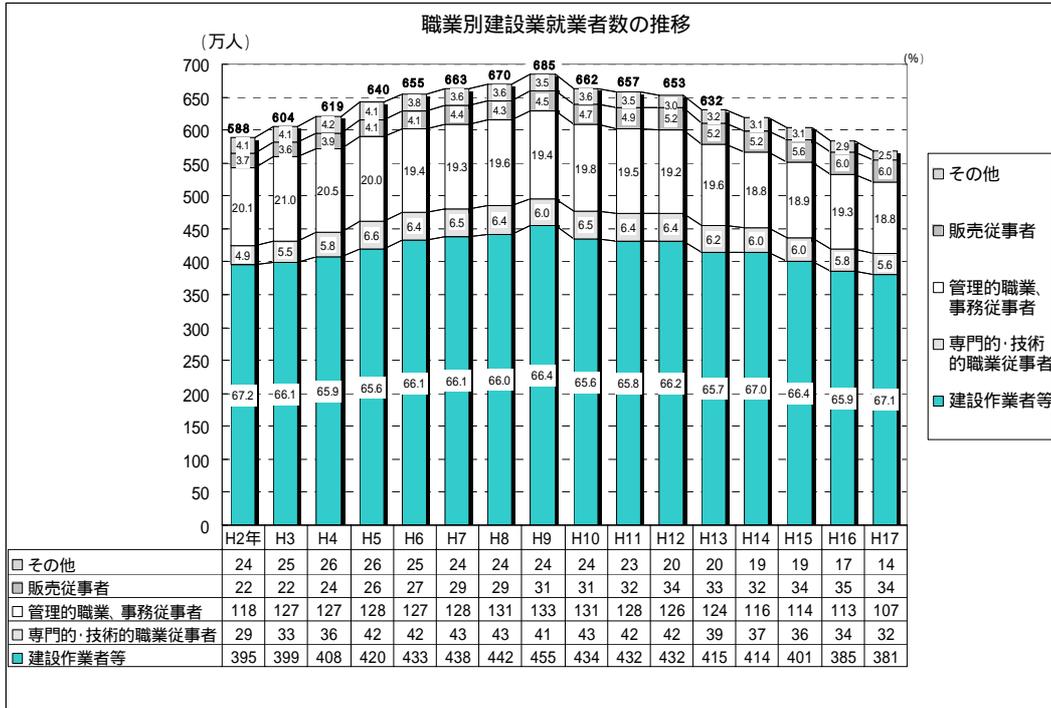
- (注) 1. 建設投資：国土交通省「平成17年度建設投資見通し」より
 就業者数：総務省統計局「労働力調査」より
 許可業者数：国土交通省「建設業許可業者数調べ」より
 2. 建設投資額は年度値

(2) 建設労働の状況

建設業就業者

・ 就業者数

平成 9 年以降減少。相対的に現場建設作業者の減少幅が大。



(注)1. 総務省「労働力調査」より国土交通省作成

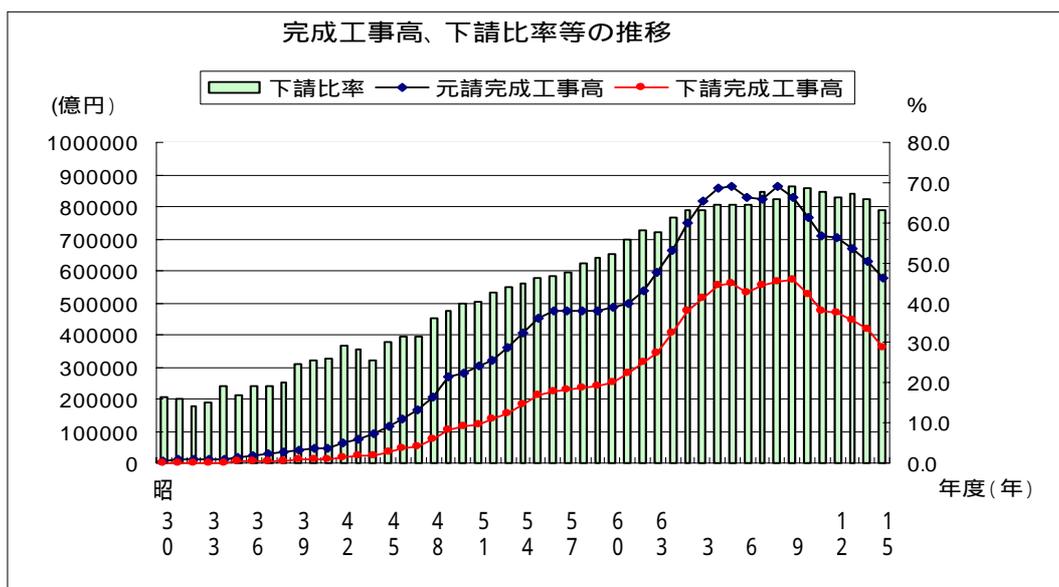
2. 建設作業者等：製造・制作・機械運転及び建設作業者

その他：保安職業、サービス職業従事者、農林漁業作業者、運輸・通信従業者、採掘作業者、労務作業者

(3) 下請構造について

・下請比率の推移

下請比率（下請完工高 / 元請完工高）は、平成 9 年度まで上昇を続け、その後 6～7 割程度で推移。



海外事情紹介 アゼルバイジャン、石油に夢かける国

2006年6月6日付けの邦字紙国際面に「カスピ海石油初出荷、欧米、露依存低減狙う」（産経新聞）と題する記事が掲載された。これだけではこの記事の意図していることがよく分からないと思うが、少し解説も交えながら私が2001年4月から2004年7月まで勤務していたカスピ海沿岸の国、アゼルバイジャン共和国をご紹介します。



概況・主な経済指標

- ・面積：8万6,600km²(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・人口：834.73万人(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・民族構成：アゼルバイジャン人(90.6%), レズギン人(2.2%),
ロシア人(1.8%), アルメニア人(1.5%)他。
(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・言語：アゼルバイジャン語(トルコ語に近い)
- ・宗教：イスラム教(シーア派が優勢)
- ・国内総生産(GDP)：118.7億ドル
(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・1人当たり国民総生産(GDP)：1,527.6ドル
(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・GDP成長率：26.4%(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・国民総所得(GNI)：78.28億ドル(2004年:世銀)
- ・1人当たり国民総所得(GNI)：950ドル(2004年:世銀)
- ・経済成長率：10.2%(2004年:CIS統計委員会)



- ・インフレ率：9.6%(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・失業率：1.4%(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・輸出：43.47億ドル(原油、航空燃料、軽油)
(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)
- ・輸入：42.00億ドル(電機・機械設備、鋼管、小麦)
(2005年:アゼルバイジャン統計委員会)

(出所) 外務省HP、在アゼルバイジャン大使館

・カスピ海油田開発と BTC パイプライン

まずはカスピ海の説明から始めたい。そもそもカスピ海と名が付いているが、地図で見ると海ではなく湖ではないかと不思議に思われる方も多いと思う。確かにカスピ海はロシア、カザフスタン、トルクメニスタン、イランそしてアゼルバイジャンに取り囲まれた湖のように見える。これら沿岸国の間でも境界線（湖であれば中間線、海の場合は沿岸より領海12カイリや排他的経済水域の設定等の問題が出てくる）の確定を巡り、今でも国際法上の論争が続いているのである。この論争は沿岸国の資源開発の権利と直接結びついているだけに極めて重要である。カスピ海は大昔は黒海、更には地中海と繋がっていた列記とした海なのである。黒海と隔てられてからは長い年月を経て水分が次第に蒸発したためかなり塩分の濃い海水である。そしてこのカスピ海にはチョウザメが数多く繁殖しているのである。カスピ海でのチョウザメの捕獲量は世界の90%以上を占めている。チョウザメとくれば、そう。皆様もよくご存知のキャビアの宝庫である。私はロシアにもイランにも勤務していたので、是非キャビアのご紹介もしたいところだが、本題から逸れるのでこの話はまたの機会に譲ることにする。さて、このカスピ海の海底に豊富な資源が眠っているのをご存知であろうか。石油である。そもそもアゼルバイジャンの石油開発（陸上）は歴史が古く、1546年に世界最古の石油井が採掘され、1848年に世界初の採掘機による採掘が行われた。ノーベル（バクーの石油がノーベル賞を生む契機となったと言われている。）、ロスチャイルドなど外国資本による首都バクー（風の町という意味。カスピ海から吹きつける風が由来）の石油生産は1872年の2万3千トンから1901年には1140万トンに増大し、当時の全世界生産量の半分を占めていた。その後1940年には生産のピークに達し、旧ソ連圏の石油生産の7割を生産したが、第2次大戦中に生産は半減し、戦後は西シベリアの油田が開発され、石油生産の中心はロシア東部へと移っていく。この傾向に歯止めがかかったのがカスピ海における海底油田の開発という訳である。特にバクー沖合いの鉞区は確認可採埋蔵量54億バレル（約7.37億トン）でアジア有数の産油国インドネシアの埋蔵量に匹敵する大油田である。この鉞区の開発には英（BP）、米（Unocal 他）等の他日本からも国際石油開発、伊藤忠石油開発が参加しており、出資比率では両者併せて約14%弱を占めている。この鉞区は今後更に開発が進むことが見込まれ、2009年には日量100万バレルの原油生産が予定されている。この豊富な石油の輸送ルートを探り欧米とロシアとの間で綱引きが行われているのである。従来アゼルバイジャン原油の欧米へのパイプライン輸送はロシア経由のバクー・ノボロシースクとグルジア経由のバクー・スプサの2つのルートが存在していたが（いずれも黒海上の輸送でボス

ポラス、ダーダネルス海峡を経て地中海へ出るルート)、これに新たに海峡を通過しないで陸路でグルジア、トルコを経て直接地中海へ運ぶバクー・トビリシ(グルジアの首都)・ジェイハン(トルコの海港)ルート(略してBTCパイプライン)が完成したことを受け(2005年5月にアゼルバイジャン部分が完成、このほどトルコ部分が完成)、この度初荷、即ちBTCパイプラインを通じて輸送されたカスピ海の原油が、5日にジェイハンからタンカーで運び出されたというのである。そもそもこのBTCパイプライン建設はコーカサス地域における地政学的国家利益を追求する英、米主導で進められてきたもので、アゼルバイジャン原油の輸送における従来のロシア経由のルートの重要性が低下し、ひいてはアゼルバイジャンに対するロシアの影響力が低下するのは必然であると予想されることから、冒頭の新聞記事の見出しとなったのである。そもそも従来のロシア経由のルートは割高のトランジット料に加えて、質の劣るロシア産原油と混じることで価格に悪影響を及ぼしかねないことや、ロシア政府にとって政治的火種となっているチェチェン共和国の近くを經由していることから政治的リスクも高く、国家経済における石油収入の依存度が高いアゼルバイジャンとしては、BTCパイプライン建設を国家の威信、浮沈をかけた事業としてその完成へ向け惜しみない努力を注いできたものである。もっとも巷では私が赴任中の2004年頃はこのBTCパイプラインの完成を当て込んだ建設ラッシュの最中で市内のあちらこちらで高層ビルが建設されていた。因みに、カスピ海沿岸はイランを始め地震の多いところで、果たして耐震技術が施されているのかと心配なところであるが、私が着任した年の前年に起きた小規模地震の影響でピサの斜塔のように傾いているビルが散見されたことからも余り細心の注意は払われていない様子であった。駐在期間の長い企業の方に聞いてみても10階以上のビルは住まないほうが無難とのこと。あのビル建設のスピードの速さからみても余り信頼は置けそうもなかった。それこそ雨後の竹の子の如くにあっという間に建ち並ぶのである。

・パイプラインの政治的意味合い

ところで、このBTCパイプラインの完成、原油輸送の増大をもってアゼルバイジャンのロシア離れが進むのかどうかという点についてもう少し考察してみる必要があるようだ。欧米諸国はカスピ海地域をエネルギー資源の新たな供給源として、また商品移動のための利便な回廊としてみており、旧ソ連諸共和国の空白に自己の政治的影響力を確立せんと構想を有しており、コーカサスと中央アジアの市場改革と政治改革を積極的に支援してきている。また、政治的影響力によって保障されたカスピ海エネルギー資源へのアクセスは、中東石油生産国に対する依存の低下をもたらすことになる。他方、ロシアはこの地域においてカスピ海資源の輸送ルートをコントロールすることにより、伝統的な政治的影響力を維持していくことに関心がある。この地域は諸国家が独立したとは言え、旧ソ連の一部であり、いわばロシアの裏庭に当たる。プーチン大統領は就任以来2度にわたりバクーを訪問し、関係の維持に努めてもいる。他方、アゼルバイジャンから見ると、独立当時のナゴ

ルノ・カラバフを巡るアルメニアとの武力紛争（注1参照）の原因を作ったのはロシアのゴルバチョフ率いる指導部及びその民族政策であり、国土の20%を奪い取り、100万人の難民を生み出した張本人ということになるのである。アゼルバイジャン政府は今もナゴルノ・カラバフを追われ、定住先の無いアゼルバイジャン難民の対策に苦慮している。UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）も難民対策に取り組んではいるが、依然として難民の生活は悲惨なもので飲み水すら事欠いているケースも見られる。この為日本からは浄水器を贈与したりしているが、焼け石に水といった状況である。このロシア憎しの感情とは裏腹に、統計には表れないが約100万人（アゼルバイジャンの人口は約800万人）ともいわれるアゼルバイジャン出稼ぎ労働者がロシアに職を得て定住しているのである。これら労働者のロシアからの送金が身内のアゼルバイジャン人の生活を支えている現実は無視できない。アゼルバイジャンにおける1人あたりのGDPは約1500ドル程度と低く、ロシア経済に助けられている面が大いにある。ロシアはアゼルバイジャンの最大の貿易相手国でもある。非石油産業の分野、特に食料輸出等の分野においては地理的近接性から言ってもロシアは将来も良きパートナーであり続けるであろう。このようにロシアとアゼルバイジャンの関係は離れたくとも離れられない仲といってもいいであろう。BTCパイプラインが稼動し始めたとは言っても欧米諸国が期待しているような劇的なロシア離れは期待できそうにない。

・アゼルバイジャンとわが国との関係

日本との関係に触れたいと思う。最近ではカスピアンヨーグルトなども売られており、カスピの名も多少は知られるようになった、戦前から戦中にかけて日本でスパイとして名を馳せた（もっとも自分でスパイと名乗ったわけではないが）ゾルゲ（注2参照）がアゼルバイジャン出身であることは余り知られていないようだ。アゼルバイジャンではゾルゲの記念碑が造られ、ゾルゲの名を冠した公園もあるのである。余談だが、ゾルゲの情報にあまり信頼を置いていなかったとされる、あのスターリンが皮肉にも隣国グルジアの出身であることもあまり知られてはいないようである。良い意味でも、悪い意味でも歴史に名を残す人物が隣国同士なのである。

さて日本との関係であるが、長年の懸案であった在日大使館も昨2005年10月に目黒区東が丘の一角に開設され（日本大使館は2000年1月に開設）、イルハム・アリエフ大統領も本年3月に訪日するなど、両国の関係は良好に発展しつつあるといいと思う。日本とコーカサス地域諸国（特に南コーカサス：コーカサス山脈以南のアゼルバイジャン、グルジア及びアルメニア、因みにコーカサス山脈は富士山クラスの3000m以上の山々が連なる山脈で実に雄大です。一見の価値があると思う。）との関係発展はソ連崩壊により、シルクロードの主要ルートに位置した中央アジア及びコーカサス諸国が独立を果たした後、シルクロードが改めて脚光を浴び始めたことが背景にある。例えば、翻って1997年7月、橋本元総理は「シルクロード地域外交」の推進を提唱したし、翌199

8年9月にはバクーにおいて「歴史的シルクロード復興に関する国際会議」が開催されるなどシルクロード復興の方向性を探る試みも行われるなど相互に関係発展への雰囲気も高まった。また、NHKによるシルクロード地域の取材もシルクロードという言葉の持つ一種ノスタルジックな響きに対する日本国民の感情を刺激したのではないかと思う。また、2002年4月にはボアオ・アジア・フォーラムにおいて小泉総理は基調演説でエネルギー面における中央アジアとの協力（「シルクロード・エネルギー・ミッション」の派遣）を呼びかけ、実際にも同年7月にはシルクロード・エネルギー・ミッションがアゼルバイジャン及び中央アジア3カ国を訪問した。シルクロード外交の柱は政治対話の促進、ODA（特に円借款）による資源、経済開発支援、民主化・市場自由化促進に資する経済・社会インフラ整備支援等から成り立っている。日本はこれまでにアゼルバイジャンに対し円借款により火力複合発電所の建設（約700億円弱）や、土地改良・灌漑機材整備、主要道路修復用機材整備計画等（約60億円程度の無償資金協力）の協力も積極的に実施している。

・シルクロードの要衝、今

少しシルクロードに因んだ話に触れよう。アゼルバイジャンもシルクロードの名に恥じず絹製品が特産の1つと言われている。バクーから車で5-6時間の所に位置するシェキという市がかつては絹生産の中心で、旧ソ連全体の絹生産の約70%は同市で生産されていたが、今は見る影も無く寂れ果ててしまっている。同市の市長は日本から政府関係者や企業関係者が同市を訪れると聞くと必ず自ら馳せ参じ、今は稼動すらしていない同市の絹生産工場へ案内し、鳩の糞に覆われた機械を指差して、これを何とか自分の任期中に稼働させたい、投資して欲しい、援助して欲しいと要請するのを常としている。勿論、シルクロード復興のために絹生産の面で日本が貢献できればそれに越したことはないのであるが、どうも採算の面で企業側も腰が引けてしまうようである。結局、同市においては市長の熱心さ（しつこさと言っても良いが。訪問者はともかく同市に入った途端に大した交通量でもないのにパトカーに先導されつつ市庁舎へと連行され、前記の工場見学を行った後市内のレストランで夜通しウォッカの洗礼を浴びることになるのです。）に根負けしたのかどうか、ODA予算で小学校の改修工事などを実施している。我々がシェキ市を訪れるのは、かつての隊商宿（キャラバン・サライといってシルクロードを旅したらくだ商人が休息をとった場所）が残っており、今はホテルとして広く外国人に開放され、かつてのシルクロードの雰囲気に浸れるということがある。隊商宿の大きな特徴は中庭の広いことにあるが、ここ一角では今も、専ら外国人相手ではありますが、絹織物の売買が行われている。また、アゼルバイジャンでは周辺の中央アジア、イランと同様に絨毯も有名である。更には、バザール（市場）を擁する都市の存在がシルクロードの特徴の1つとして挙げられるが、バクーにもバザールが存在し生活用品は言うに及ばず、ありとあらゆる商品がこのバザールにおいて取引されている。

・アゼルバイジャンを取り巻く国際環境

アゼルバイジャンは総じて言えば、世界市場への新たな石油供給地として、また東西の交流の要路としての地勢的重要性を兼ね備えていると言ってよいと思う。他方、石油産業以外に特記すべき産業はなく、国民の生活は決して裕福とは言えない。交流の要路という点についても、マイナスの面もある。アゼルバイジャンは近年周辺諸国から欧州への麻薬等の格好の密輸送路となっている感がある。民主化を支援する米欧諸国が2003年の大統領選挙（強大な権限を有する大統領職は父から子へ世襲された。イルハム現大統領（注3参照）は旧ソ連圏では初の世襲大統領）において不信感を示したということもあった（最近になってやっとプッシュミ大統領との会談が実現した）。また、隣国にはこれまた中東の大国であり、米国が悪の枢軸と呼ぶイランを抱えている。同じイスラム国家（憲法上は世俗的イスラムとされており、実際の生活において差ほどコーランの戒律は厳しくはない。イランと違って酒は自由に飲めるし、女性の服装も自由である。但し、シーア派が優勢でイランからの宗教的な浸透も懸念されている。）としてイランとどう関わっていくのか。実際、19世紀においてアゼルバイジャンは、ロシアとイランに南北に分割された歴史を持っている。イランには今もアゼルバイジャンの人口に等しい約800万人（あるいはそれ以上の）数のアゼルバイジャン人が居住していると言われている。米・ロという大国間の綱引きゲームのなかで、ややもすればあつという間に押しつぶされてしまいそうな国際環境の中に身を置きながら、若い大統領は今後どのような政策を選択していくのか。アゼルバイジャンは国際政治の上で実に興味深い国の1つであると言ってもよいと思う。

以上、紙面も限られており書き足りないのだが、稚拙な説明でアゼルバイジャンという国、少しはお分かり頂けたであろうか？私自身、アゼルバイジャン行きを申し渡された時、え、どこにあったかなと地図で確認してしまった位の小国（北海道よりやや大きい程度）であるが、案外面白かったなという印象であった。独立そしてアルメニアとの戦争が停戦となって10年余しか経っていない若い国でもある。何時でも失地回復のために戦いに出る用意があると意気込む若者に多く出会った。石油というエネルギー、そして若者達のエネルギーが将来この小国をより大きな国に変貌させてくれることを期待している。

ここで一応筆を置くことにするが、在アゼルバイジャン大使館は隣国グルジアを兼轄しており、グルジアには大体月に1度位のペースで出張していた。実は隣国グルジアにも触れたいのであるが紙面の関係で割愛せざるを得ない。「黒海」に面した国、そう。相撲力士、黒海関の故郷なのである。私も黒海関とは面識があり、ファンの1人である。どうも最近はずっとせず大国ロシア出身の力士に押され気味のような。前記の通りスターリンの生地でもある。グルジア・ワインもなかなかのものだ。「バラの革命」で新大統領が誕生したばかりのこれまた小国である。機会があれば、またご紹介することにする。



(写真) 旧バクー市街、カスピ海を臨む 筆者撮影

(注1) ナゴルノ・カラバフ問題 同問題は、1980年代後半、ソ連邦アゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国のナゴルノ・カラバフ自治州(当時人口の76%がアルメニア人)において、アルメニアへの帰属替え要求が高揚、アゼルバイジャンとの間で武力衝突が発生した。1991年、同自治州は「ナゴルノ・カラバフ共和国」として独立を宣言。ソ連崩壊後、紛争は激化、93年までにアルメニア側はナゴルノ・カラバフを含むアゼルバイジャン南西部(国土の約20%)を制圧した。94年OSCE ミンスク・グループの仲介により停戦合意が成立したが、88年から94年まで続いたこの紛争でアゼルバイジャン、アルメニア双方において、3万5千人以上が死亡、100万人の難民が発生した。

(注2) 第2次大戦中、ゾルゲの日本での諜報活動によって、ソ連はドイツ軍の対ソ攻撃開始日を察知した他、日本の北への戦線拡大の意図がないことを知り得たことにより、シベリア軍団を西送し、ドイツに勝利した。その後、ゾルゲは日本で逮捕され、1944年に処刑された。

(注3) 1961年生まれ、44歳。モスクワ留学を経て、モスクワとイスタンブルにおいてビジネスに従事した後、アゼルバイジャン国営石油会社(BTCパイプライン出資比率25%を持つ)副総裁を約10年間にわたり勤めた。実父ヘイダル・アリエフ大統領の病死により2003年の大統領選挙に立候補し、「76.8%」の得票を獲得し、当選した。大統領の任期は5年。大統領には、首相任免権、閣僚任免権、地方行政長官任免権、予算案提出権、条約締結権等の広範な権限が与えられている。

(担当:調査役 白石 茂久)

書評

西津政信著

『間接行政強制制度の研究』(2006、信山社)

我が国が少子高齢化・人口減少を迎える中で、成熟し活力のある社会を実現していくための重要な政策課題の一つが「都市の再生」である。「都市の再生」を実践するためには、急速に変化していく経済社会環境に対応すべく、都市インフラ・市街地の整備、都市計画等の土地利用計画・規制の見直し、公共・民間の建築投資の実現等を図る事が必要であり、政府も「都市の再生」を推進するための各種の施策を展開して来ている。また、良好な景観の形成を図るため、2004年6月に景観三法(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律)が制定され、2005年6月より施行されているところである。

本書の「はしがき」によると、著者の西津氏は、旧建設省都市局公園緑地課で屋外広告物制度見直しの企画立案を担当された際に、地方公共団体の屋外広告物規制実務担当者との意見交換の中で本書の研究の問題意識を醸成されたという。その基本は、各種の景観規制を如何に実効的に運用するか、即ち、景観規制という法律や条令で決められた私人に対する行政上の義務の履行を如何に担保するか、という課題である。その後、国土交通政策研究所で更にこのテーマを法学的観点から掘り下げて、比較法学的な観点等からの分析・検討も行い、中央大学に提出された博士論文をもとに出版されたのが本書である。

本書の研究における著者の立論の要点は、次の通りである。

一般に、私人が行政法上の義務を履行しない場合に、行政機関がいかなる方法でその義務の履行を強制出来るかは、行政法学上の『行政強制』というテーマである。代替的な作為義務に対しては「代執行」(一般法としては行政代執行法の規定を又は個別法の規定を根拠とする)により、行政機関自ら又は第三者が当該義務を履行し、その費用を本来義務者から徴収することが可能である。また、行政義務違反に対しては各実定行政法に行政刑罰の規定が設けられている。

しかし、現実には、屋外広告物規制に限らず、環境関係規制、経済関係規制においても現行の代執行や行政刑罰を補完し、又は、これに代わる行政上の義務履行確保の方法の必要が指摘されている状況である。特に、代執行には、非代替的作為義務や不作為義務に対しては制度上適用し得ない等の課題がある。

このため、「執行罰制度」の再導入が多く of 行政法学者により提案されてきている。「執行罰」とは、行政上の義務の不履行に対して過料を課し、間接的に義務の履行を促進する制度の事である。戦前の旧行政執行法等に規定されていたが、戦後は原則として廃止され、現在は砂防法に残るのみである。他方で、ドイツ、フランス、アメリカなどでは、金銭の賦課等を戒告することで間接的に違反行為の是正を強制する仕組みとして、それぞれ、強

制金、アストラント、シヴィルペナルティが制度化され、かつ実効的に活用されている。著者は、執行罰に代表されるこれらの制度を「間接行政強制制度」という概念（著者の造語である。民事執行法の間接強制と区別するための名称。）で総括し、特に日本の法体系にも馴染みやすいドイツの強制金制度をモデルとして、我が国の行政規制執行実務の要請に適合する制度内容を構築し再導入する事で、各種行政規制に係る義務履行確保の実効性を効率的に向上させる事ができる、という仮説を立てている。また、これに加えて、非刑罰制裁としての過料を、あらたな間接行政強制制度とともに積極的に活用する事により、義務履行確保の更なる効率化を図る事が出来るというのがもう一つの仮説である。

以上の仮説の特定及び検証を行うに当たり、著者は、法律学の一般的な方法として、先ず関係する論点に関する判例、学説を整理し、筆者自身の考え方を述べている。「行政強制」という、いわば「法と現実の接点」ともいべきテーマでありながら、比較的包括的な研究や解説が少ない分野においては、それ自体が有益なサーベイである。

しかしこれは勿論の事、ドイツ、フランス、アメリカ三国との比較を行うという比較法学的手法を取っている。特に、単に対象国の制度に関する法令、文献を読むだけでなく、ドイツ及びフランスに2度に渡る現地調査を行い、それぞれの国における制度の運用実態をヒアリングしデータを収集している点が注目される。これらの内容も本書の本文及び参考資料として説明・添付されており、それ自体としても、また、他の分野、テーマについて「海外調査」を行う際の方法上の参考にもなる。

研究の方法論上の第二の特徴は、上記のドイツ、フランスのデータもそうであるが、法社会学的アプローチ、即ち、法制度の運用実態を把握（しかも数量的データにより）している点である。この点、日本国内については、著者は、日本の「主要地方公共団体等に関するアンケート」の成果を披露している。

第三に、著者は、法制度を検討するに当たり「法制史的、法史的観点」も重視しており、例えば、ドイツにおける執行罰制度の歴史的展開と秩序違反制度の導入を関連づけて論じている。

著者は、以上の方法による検討結果を踏まえ、最後に、今日におけるわが国への間接行政強制制度再導入の意義及び同制度の効用と限界を整理し、わが国に再導入すべき間接行政強制制度の制度設計の方向、秩序違反法制度の導入による現行の行政刑罰制度及び過料制度の改革の必要性を提案し、今後の研究・検討上の課題も提示している。

以上、概略を御紹介させて頂いた著者の理論的仮説と分析及び実践的提案の内容については、読者が本書を御一覧の上御判断頂きたいが、本書における研究は、現実の問題を出発点として、検討を行う中で、一定の仮説を立て、それを複数の方法で分析し、仮説の適否を検証している。更に、その結果を基に政策提言と更なる研究提案を行っているもので

ある。本書は、その論述の形式、分析の方法論等、政策研究のあり方という枠組みからも興味深く、種々の観点から読む事が出来ると思われるものである。

***** 目 次 *****

はしがき

本書の概要

Abstract

凡例

第1章 わが国の行政強制制度の問題と解決策としての間接行政制度

第2章 行政上の義務の民事執行

第3章 わが国の執行罰制度の概要と主要な問題点

第4章 わが国の行政刑罰制度及び過料制度の主要な問題点と解決策としての秩序違反制度

第5章 ドイツ及び欧州における比例原則の歴史的展開と現代的意義並びに比例原則との対比における「より制限的でない他の選び得る手段」の基準

第6章 ドイツの強制金制度及び秩序違反制度とその運用実態

第7章 フランスのアストラント及びアメリカのシビルペナルティとその運用実態

第8章 主要地方公共団体等へのアンケート

第9章 新たな制度の将来的検討に向けて

〔西津政信氏は、1956年生 1980年旧建設省入省 都市局公園緑地課公園企画官、国土交通省国土交通政策研究所総括主任研究官を経て、現在 独立行政法人都市再生機構東日本支社副社長〕

(担当：研究理事 村野清文)

編集後記

衣替えの季節である。街中ではクールビズとあいまってノーネクタイ、背広の上着から解放され、“爽やかな”装いのビジネスパーソンが目につくようになってきた。

その反面、職種や組織によってはどんなに暑い最中であろうと、年中制服の着用を余儀なくされる“気の毒な”人々も存在する。通常、軍人（自衛官）や警察官は制服を義務づけられる。私服での就業が認められることは一部の例外を除いてないはずだ。仮にこういった特別な公務員の制服が存在しないとすると、社会的混乱を巻き起こすことになる。民間企業においても、鉄道事業者等、公共交通機関の職員が制服勤務となっていなければ、乗客としても安心してサービスを楽しむことはできない。（運転手が制服を着ているからといって100%安心して乗車することはできない世の中ではあるが・・・）また、小売・サービス業における制服のように顧客と従業員を区別するのみならず、清潔感や信頼感を持たせるなどブランドイメージの浸透に一役買っていることもある。いずれにしても、これらの制服には本来の業務目的に基づく強い性質を持っており、制服を着用することに対する社会的な意義は大きい。

そんな中、6月1日の改正道路交通法施行により新たな制服が“お目見え”した。そう、駐車監視員の制服である。時として事故を誘発しかねないほど低レベルな交通誘導警備員達よりは、はるかに優秀であることを“期待”したいところだが、行政との連携がまだ充分でないことも影響してか、制服ともども“受け”はあまり良くないようだ。公共サービスの担い手（一員）として認知されるには今しばらく時間がかかりそうである。はからずも制服談義にお付き合いさせてしまったが、私は決して制服愛好家でも制服フェチでもなれない。唯一持っているのはサムライブルーの“制服（ユニホーム）”のみである。さて今晚も制服に着替えてワールドカップサッカー観戦でドイツへ旅立つとするか。

（担当：研究員 山田 毅）